

V 第3期プランの推進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野での取り組みを推進することが重要であり、「IV 第3期プランの内容」に掲げている取り組みについて、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、市民、企業、地域等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを進めることが期待されます。

本市における男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実を図ります。

1 推進体制

(1) 市内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての市職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、人権政策課を中心とした関係部局との連携強化を図ります。

(2) 市民・地域等との連携

市民自らが家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関する活動を行う団体との連携を図りながら、施策を推進します。

(3) 国・大阪府等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国・大阪府や近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

2 進行管理

(1) 実施状況の把握

市の関係各課が実施する男女共同参画関連事業について、その進捗状況を定期的に把握し、計画の着実な遂行をめざします。

また、国や大阪府の動向についての情報収集に努め、社会情勢の変化により計画期間途中から新たに実施した施策についても、実施状況を把握し、進行管理を行います。

(2) 施策の検証・評価

事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の抽出を行うことで、計画に掲げる数値目標の達成に努めます。

施策の検証・評価の結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。